

## 台東区公共工事の中間前払金取扱要綱

台総経第796号  
平成30年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都台東区契約事務規則（昭和39年6月台東区規則第13号。以下「規則」という。）第49条の3の規定に基づく中間前払金に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (中間前払金の対象者)

第2条 規則第49条の3第1項の規定による中間前払金の対象者は、東京都台東区長（以下「区長」という。）が発注する土木工事、建築工事及び設備工事（以下これらを「公共工事」という。）に係る請負契約の相手方のうち、規則第49条の2第1項の規定による前払金の支払いを受けた者とする。ただし、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項の規定により中間前払金を支払うことができるものに限る。

### (中間前払金の率)

第3条 規則第49条の3第1項に規定する中間前払金の率は、契約金額の2割以内とする。

### (中間前払金の最高限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、中間前払金の最高限度額は、1件の契約につき1億5,000万円とする。

### (部分払との併用制限等)

第5条 第2条の規定により中間前払金の対象とされる公共工事であっても、規則第50条に規定する部分払と併用する場合において、部分払の支払を受けた後については、中間前払金の請求はできない。

2 前項に定めるもののほか、東京都台東区長（以下「区長」という。）が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前払金の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

### (中間前払金の端数整理)

第6条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前払金の対象及び率等の明示)

第7条 中間前払金の対象とされる公共工事及び中間前払金の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

(中間前払金に関する契約書記載事項)

第8条 中間前払金を支払う公共工事の請負契約には、次に掲げる事項を約款として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 中間前払金の用途制限に関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前払金に係る認定)

第9条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 当該公共工事を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)は、中間前払金を受けようとする者(以下「請求者」という。)から中間前払金認定請求書(第1号様式)及び工事履行報告書(第2号様式)による請求があった場合、前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、速やかに調査を行わなければならない。

3 工事主管課長は、前項の調査により妥当と認めるときは、中間前払金認定調書(第3号様式)を作成の上、請求者に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第10条 請求者は、中間前払金の請求にあたり、前条第3項の規定による認

定後、あらかじめ公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

- 2 請求者は、前項の保証契約に係る保証証書及び中間前払金請求書（第4号様式）を作成の上、区長に提出し、請求するものとする。
- 3 区長は、前項の請求を受けたとき、遅滞なくこれを支払うものとする。

（契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還）

第11条 規則第49条の3第2項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3条に規定する率を適用して算出した中間前払金の額と既に支払済みの中間前払金の額との差額とする。この場合において、支払済みの中間前払金の算出基礎となった中間前払金の率が第3条に規定する率を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する中間前払金の額の算出に際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。

- 2 前項の規定により、中間前払金の額を追加払する場合においても、中間前払金の合計金額は1億5,000万円を超えることができないものとする。
- 3 規則第49条の3第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定により、保証契約変更後の保証証書を区長に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 4 規則第49条の3第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「法定利率」という。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。
- 5 規則第49条の3第2項の規定する場合において、残工期が30日未満のときその他区長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第12条 区長は、規則第49条の3第2項の規定により中間前払金の追加及

び返還をしようとする場合、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を提出させるものとする。

- 2 既定の工期が変更された場合は、区長が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。

( 中間前払金の使途制限 )

第 1 3 条 中間前払金は、当該中間前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

( 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還 )

第 1 4 条 規則第 4 9 条の 3 第 2 項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 規則第 4 9 条の 3 第 2 項において準用される規則第 4 9 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 3 号の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定利率を乗じて計算した額 ( 1 0 0 円未満の端数があるとき又は 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 ) を利息として徴収するものとする。
- 3 規則第 4 9 条の 3 第 2 項において準用される規則第 4 9 条の 2 第 3 項第 2 号の規定により中間前払金を返還させる場合には、区長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定利率を乗じて計算した額 ( 1 0 0 円未満の端数があるとき又は 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 ) を利息として徴収するものとする。

( 2 年度以上にわたる工事の中間前払金 )

第 1 5 条 2 年度以上にわたる公共工事であっても、中間前払金は契約金額の 2 割を超えない範囲内の額 ( 1 0 万円未満の端数は切り捨てる。 ) を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該公共工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理する。

- 2 前項後段の規定は、事故繰越等の理由により次年度に繰り越される公共工事に係る中間前払金についても適用する。

( 債務負担行為を伴う公共工事の特例 )

第16条 債務負担行為を伴う公共工事であるため、第5条第2項により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後中間前払金を支払うことができるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

# 中間前払金認定請求書

年 月 日

台東区長 殿

所在地

事業所名

氏 名

印

以下の公共工事について、中間前払金の請求に係る要件を満たしていることの認定を請求します。

契 約 番 号			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	¥	前 払 金 額	¥
契 約 年 月 日	年 月 日	工 期	
摘 要			

第2号様式

## 工事履行報告書

工 事 件 名 :

工 期 :    年    月    日 ~    年    月    日    (工期の中間日 :    年    月    日)

報告日 :    年    月    日

工	種	工程表												構成率	出来高率	備 考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	%	%		
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
	予定																
	実施																
報 告 者																100	

注1 工種等及び工程表の欄は適宜増減すること。  
 注2 工種別の分類項目及び工種別構成率は、監督員との協議による。

第3号様式

中間前払金認定調書

年 月 日

様

台東区 部 課長<sup>印</sup>

年 月 日付けで、貴社から提出があった「中間前払金認定請求書」により、下記公共工事の進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求をすることができる要件を満たしていることを認定します。

契約番号	
契約件名	
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	
摘要	



第4号様式

中間前払金請求書

年 月 日

台東区長 殿

請負者 住所  
氏名

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

下記のとおり中間前払金を請求いたします。

記

- 1 請求金額 ￥
- 2 契約番号
- 3 工事件名
- 4 契約金額 ￥  
うち取引にかかる消費税額 ￥
- 5 中間前払金の率 契約金額の20%まで  
(限度額 ￥150,000,000)
- 6 既前払金の受領額 ￥  
(うち取引にかかる消費税額 ￥ )
- 7 保証証書 契約番号
- 8 請求根拠 工事請負契約約款 第38条の2

添付書類  
・保証証書